

後撰和歌集の撰集に関する諸問題

工 藤 重 矩
(昭和六十年八月二十六日受理)

一 撰集事業開始の日——源順「奉行文」をめぐって

『後撰集』撰集の開始は『本朝文粹』所収の源順作「侍中亞將為撰和

歌所別當御筆旨奉行文」等によって天暦五年（九五二）十月三十日とさ

れている。『和歌文学大辞典』に「村上天皇の命により、天暦五・一〇

・三〇、撰和歌所が昭陽舎梨壺におかれ、その別当に左近少将伊尹、さ

きの五名（注、梨壺の五人のこと）が万葉集に訓点を付す事業と、撰集

の事業とに携った」とあり、最近の岩波版『日本古典文学大辞典』でも

「天暦五年十月晦日、宮中の梨壺に撰和歌所を設け」と記されている。

しかし、侍中亞將伊尹が撰和歌所別当に補せられた日を撰集開始日とみ

なすならば、その日は十月晦日ではない。細かなことはあるが、資料

の読解という基本的問題を含むので、まずこの検討から始める。

『本朝文粹』卷十二の本文を『新訂増補国史大系』により引用する。

侍中亞將為撰和歌所別當御筆旨奉行文

源順

彌知忠綬不撓艷情相兼之臣。昔、雖柿本大夫、振英声於万葉、華山

僧正、馳高興於片雲、而只伝人間之虚詞、未賜聖上之真跡。見今思

古、渺矣希矣。于時、天暦五年、歲次辛亥、玄英初換之月、朱草將

尽之時也。

年 月 日

末尾の日付は空白になっているが（この「年月日」は本来不要なもの

である、後人の附加であろう）、玄英初換之月は、玄英が冬でそれが初

めて換る月の十月であり、朱草将尽之時は、柿村注に「大戴礼記、明堂

云、朱草日生一葉、至十五日生十五葉、十六日一葉落、終而復始也」と

あり、また『芸文類聚』卷四の月晦に「帝王世紀日、堯有草夾階而生、

每月朔一莢（中略）至月晦而尽」ともあるのにより、晦日と知られる。

十月晦日は『源順集』（『大成』源順II 117）に「神無月果てなば紅葉」とあるのと一致する。従つて「奉行文」が天暦五年十月晦日に書かれた

ことは疑いないが、その日は縁命を賜った日ではないであろう。

この「奉行文」を宣旨そのものと理解する考え方もあるが、もちろん誤

りである。伊尹が賜ったのは宸筆の宣旨なのであって源順の文章ではな

い。文案は他の者で筆跡のみ天皇のものであったとしても、文案を起草するのは通常内記の職務であり、一学生でしかない源順が関与することは決してないであろう。このことのみからでも「奉行文を真跡をもつて下された」というような理解はできない。またこの「奉行文」はその「奉行文」という公的な印象を与える言葉の存在にもかかわらず、私的な文章である。左近衛少将のことを唐名で「左親衛亞將」と表現したり、日付を何年何月何日ではなく「歲次辛亥玄英初換之月朱草將盡之時也」とは、公式文書では決してしない。そのような表現を用いたということは、これが私的な文学的な文章だということを現わしている。

順の文章を見てみると、「彼の仙殿の綺筵に跪き此の宸筆の縕命を衝くるに逮びては、天下弥々忠鞭撓まず艶情相兼ぬるの臣なるを知れり」とあるから、既に宸筆の宣旨を奉じて後に書かれたものであることが分かる。即ち、宣旨は晦日以前に下されていたのである。ではいつか。

『順集』II-17 に次のような詞書と歌がある。

天暦五年、宣旨ありてやまとうたをえらぶところなしつばにおかせ給。古万葉集よみときえらばしめ給なり。めしおかれたるは河内掾清原元輔、近江掾紀時文、讃岐掾大中臣能宣、学生源順、御書所預坂上茂樹ら也。藏人左近衛少将藤原朝臣伊尹を其のところの別当にさだめさせ給ふ。かみなつきのへ、いはく、かみなづきかぎりとや思ふもみぢばのとあり。おの／＼うたをたてまつるに

神無月はてば紅葉もいかなれや時雨とともにふりに降るらん
「神無月限りとや思ふ」「神無月果てば」などから十月晦日のことと知られるから、「朱草將盡之時」と同じ日のことと考えてよいであろう。

『源順集』では、五人を召す宣旨があつて、同時に伊尹を別当と定め、

同日にこの歌が詠まれたという印象を与える。それ故、「奉行文」の十月晦日が任別当の日だと受けとられて来たのであろう。確かに宣旨の下ったその日に伊尹の許に会して「奉行文」を作つたと考えられなくもないのだが、別当の宣旨の下つたその日に召人五人全員が集まつて宴を行つたとは、事実としては考えにくいことと思う。

撰和歌所の開設を太政官組織の事務手続という面からみると、伊尹が所の別當に任せられた時点が撰集事業の開始日ということにならうが、その後に召人及び事務担当者（他の「所」で開闢など称される役等）の人選及び諸備品の調備などがあり、しかる後に実際の作業が始まるとは、現在の編纂事業と大きく変ることはないであろう。「所」の人事は蔵人所の管轄であるから、召人の人選も伊尹が前以て心づもりしておいたであろうが、正式に召されるのは伊尹の任別当の後である。それも各人が本官を持っているので（散位であつても同じだが）撰和歌所に召すには太政官の官符が必要である。他の例では、康保三年（九六六）の日本紀講書の場合、八月十三日から始まる講書の召人に對し八月五日付で外記に官宣旨が下され、同日付で散状（各召人に回覧し各人は「奉」字を加署する通知状）が出されている（類聚符宣抄九）。講書の召人は恒常に勤務するものではないが、それでも八日前に通知されている。元輔の河内掾、時文の近江掾、能宣の讃岐掾が現地に赴任していくのか遙任であったのか判然としないが、文章生外國というようなこともなさそうなので、現地に赴任していたと考える方が穩當であろう。国衙に官符が下されて、事務引継をし、京へ帰着するまでにはさらに幾日かを要するであろう。

このようにして五人の召人がそろって、十月晦日となつた。この日は所始めの日、現代風に言えば開所式の日だったのではないか。別當

後撰和歌集の撰集に関する諸問題

伊尹から召人たちに対し、詔を奉じて撰修を開始する旨の仰せがあり、その後に酒宴が催されたものであろう。『源順集』の歌はその時の詠であり、「奉行文」はその時、伊尹を称えて作ったのであろう。だから伊尹を讃美して甚だ文学的表現になったのである。⁽²⁾

右のごとくであれば、撰集の下命はそれよりも少くとも旬日以前、おそらくは十月の初中旬の頃であったということになる。従来の考えは「奉行文」の性格の考察において不明確なところがあり、その為に伊尹が別当となつた日と奉行文が書かれた日とを混同していたようである。

なお、可能性としては、あらかじめ五人の召人は京に集まつており、伊尹が別當に任じられた日、直ちに宴があつたのだと考えられなくもないが、そう考へなければならない特別の資料も推測される事情もないので、一般的妥当性は劣る。前述のように考へる方が穩當であろう。

二 源順「禁制文」をめぐって

撰集に関する今一つの重要な資料としてやはり『本朝文粹』に収められる「禁制文」なる文章がある。これも多くの問題を提起するが、この章では、後宮と撰集事業の問題について検討しようと思う。

禁制闕入（撰和歌所）事

右、藏人少内記大江澄景仰云、件所名涉妖艶、実入神秘、振万葉之巻篇、知百代之遺美、况乎排昭陽為修撰之處、尋箕裘為寓直之徒、手提水龜、近採青苔之曉露、心恋花鳥、偷嘯紅梨之秋風、事之秘重不敢出闈、宜禁闕入、各勤所識者。禁制如件。

天暦五年十月 日

本題に入る前に第一章の撰集開始日と関連する「天暦五年十月日」という日付の検討をしておこう。

右の「禁制文」の日付が信じうるものなら、天暦五年十月の段階で既に昭陽舎（梨壺）に於て修撰作業が進められており、ある程度の日数の経過をも想定しなければならない。そうすると、第一章での、十月晦日が所始めの日であるという推察と矛盾する。従来の見方でもその矛盾は同じであるが、そのことについて充分な考察はなされていない。

「十月日」とあっても、「奉行文」と関連させれば残る十月は三十日しかなく、奥村恒哉⁽³⁾氏はそれ故に「奉行文」と同日に書かれたとされ、岸上慎⁽⁴⁾氏は「予防的方策」と考へておられる。三十日ではまだ実作業が始まつていない以上はそのようにでも考へざるをえない。しかし、作業が始まつてもいないのでこの「禁制文」は奇妙である。

「奉行文」と「禁制文」とが同じ事業についての文章であれば、最も簡単な解決案は「禁制文」の「天暦五年十月」という日付を誤りとすることである。元來は「年月日」のようく空白であつたものに、この直前に置かれている「奉行文」の「天暦五年歲次辛亥玄英初換之月」という日付に引かれて「天暦五年十月」としてしまつたのかもしれない。作者は同じ源順であるし、内容も同じ『後撰集』についてであるから、かなり可能性は高いと思つ。

又一つの案は、十月三十日以前に作業が始まつておらず、毎日の宴はただ單に別當伊尹が臨機に催した宴であると考えることである。そうすれば十月中に「禁制文」が出されても時間的矛盾はなくなる。

後者の考へは、全く否定してしまふことはできないが、『源順集』や「奉行文」の書きぶりは、下命後ひどく日数が隔つてゐるとは思えないのと、どちらか選ぶとなれば、誤記と考へる方が穏やかであろう。

更に疑問を提すれば、本文に「儂に紅葉の秋風を待つ」とある。柿村注によれば、白居易の秋晚詩の「梨葉半低紅」の句によるが、「秋風を待つ」と表現するのは、この季節が秋だったからではなかろうか。もしそうであれば、十月は初冬であるから、「十月」という日付はやはり誤りなのである。作業は冬十月に始まって、「禁制文」は翌年の秋、或は次々の年の秋に書かれたと推測される。作業がある程度進捗して召人の緊張も緩んできた頃と考えると、内容によく合致する。

2 誰が誰に禁じたか

「禁制文」の性格・目的については、例えば藤岡忠美氏は「諸人の出入を禁じた奉行文（禁制文ノ誤リデアロウ・引用者注）を発して和歌所を特に保護したり、和歌所の長官に藤原伊尹を任じて彼を優遇する詔命を特に発したりしたのも、後宮側の働きかけと見ないわけにはゆかない」と述べているし、奥村恒哉氏も「昭陽舎へは余人の入場を禁じられたのである。この様なことは和歌史上全く未曾有のことである。古今集でもこれほどの保護は与えられなかつたのである」とされた。これまでの見方では、「禁制文」は藏人所（太政官）が召人たちを外庄から保護したものと考えられている。しかし、「禁制文」を仔細に見ると、必ずしも召人を「保護」したのではないと判断される。

「禁制文」を理解する為にはまず全体の構成を知る必要がある。まず「禁制闕入撰和歌所事」（撰和歌所は国史大系の底本である寛永版本には無く、真福寺本によって補っている）とある一行は、標題などと呼ばれることがあるが、実はこの一行が「禁制文」の主文なのである。「闕」に入れる「禁ず」と主文を書いて、次いで行を改めて、「右」以下でその理由を説明し、最後に「禁制如件」——右の通り禁ずると書いて結び

とした。理由の部分、藏人少内記大江澄景仰云は終りから五字目の「各勤所識者」まで掛かる。形式的に言えば、源順の独自の文字は最初の一行と終りの四字のみである。但し、澄景の「仰云」の部分もおそらくは口頭で仰せ伝えられた内容を、源順があのようないふ文に表現したのである。それが殆んど全体仰せ言である文章を源順の作として収載する所以であろう。

澄景によって伝えられた仰せ言の内容は、枝葉を取り除けば、「事の秘するや重し、敢て闇より出ださず、宜しく闇りに入るを禁じ、各々識る所を勤むべし」にある。特にその後半、「むやみに人が出入するのを禁じて、召人は各々識る所に勤め」というにある。つまりはもつと仕事に精励せよと、譴責されているのである。

撰和歌所に人々の出入があり、女性との交渉もあったことは、

梨壺にて、高内侍の住みはべる曹司の隔てのかみより、餌袋ゑに物いれて藤の花さして結ひて、さし越してはべしに

たちかへりみれどもあかず春風のなごりに折れる藤浪の花

藏人所はなれてのち、梨壺にて所のをのこども、雨ふるに洒たうべて、ついでに、あひてはべるよしよみはべりしに
いそのかみふりにし人にあふ時はうれしかりけり夏の夜の雨

（元輔集I 2・13）

梨壺に和歌えらぶとてこれかれはべるに、傍なる内侍の局より
藤花を物より打ち越してはべりしかば、なほあらじとて

うしろめた末の松山いかならんまがきの島を越ゆる藤浪

（能宣集I 164）

などに見られるところである。隣の曹司に住む内侍が隔ての上から食物が入っているのであらう餌袋と花とを送り込んできたので、ほってもお

けまいということになつて、元輔も能宣も歌を返す。或は他の者も詠んだであろうか。夏の夜にはまた知友が訪れて酒となる。このようなしどけなさが続いて、作業の遅滞ともなり撰歌の厳正への疑いともなつて、秋に「禁制文」の譴責を受けることとなつたのであろう。

その譴責を受けて、源順たちは、これまで出入していた人々これからするかもしれない人々に対し「闊りに入るを禁制す」と撰和歌所への出入を禁じた。おそらくは撰和歌所の入口の扉にでも貼り付けておいたものであろう。

右のような事情になる「禁制文」であるから、これを「保護」と解することはできない。後宮が働きかけて「禁制文」を出させたというのも誤りである。後宮関与の資料として用いることはできない。

三 撰集場所としての梨壺

撰和歌所のおかれた梨壺は本来は女御更衣の住む所である。そのよう

な場所で勅撰集の編集が行われたことに特別の意味を持たせようとする考え方がある。その代表として藤岡忠美氏の見解を意を取つてまとめれば(1)梨壺には天暦二年まで安子がいた。(2)安子は別当伊尹と同母兄妹であり、二人の父師輔は政界の第一人者であった。(3)師輔・安子・伊尹のつながりが和歌所を梨壺におさせた。(4)ために、後宮女性の働きかけによつて、後撰集に恋歌が氾濫し女性歌が増えたという。ほぼ同様の観点から、山口博氏は「藤原氏の政権の私有化は、勅撰集をも私有化する結果をもたらした。撰集の場の前殿より後宮への後退——古今集の御書所から後撰集の梨壺へ——は、その事を明らかに示すものである」と、「後撰集」の性格の象徴として梨壺をとらえている。

この梨壺＝後宮＝女性的＝私的という発想は、『古今集』の撰集場所

である「承香殿の東なる所」を内御書所（御書所）と認定し、内御書所＝公的という認識と対比され図式化されて論じられた。藤岡氏は、

内御書所は他の二者（引用者注、御書所と一本御書所のこと）に対して、役柄からいつても最も天皇と密接な関係にあり、建物の場所からいって最も宮中の中枢部にあった。（中略）そうした場所を選んでの古今集の撰集事業は、最初の第一歩から勅撰の名にふさわしい道を踏み出していたことができる。（中略）後撰集はそうちた宮中公定の場所を離れて、後宮の一角たる梨壺にその編集所を移したのである。古今集の先例を捨て内御書所を無視したところに、古今集と後撰集との性格の差異、あるいは天暦における新しい和歌への立場を見出そうとするのは、無理であろうか。

と述べている。はたして梨壺に撰和歌所が置かれたということがこのようないに重大な意味を持つことであろうか。右の藤岡氏の文章における梨壺を、実質的な意味でなく、単に象徴だと受けとるとしても、そのような象徴となしうるかどうか。

右の図式には二点の無理がある。一つは、『古今集』の撰集場所を内御書所とし、その内御書所と比較して梨壺の後宮的女性的私的と考えること、今一つは、梨壺（後宮の殿舎）を無条件に女性的私的と考えることである。第一の点については、既に熊谷直春氏に「撰和歌所が梨壺に開設されたことを両事業（引用者注、万葉集訓読と後撰集撰集）の女性的契機や師輔一門の権力に結びつけて意味を持たせて考えるのは妥当な見解とは認めがたいのである」という的確な指摘が存する。氏の説を参照しつつ改めて述べてみよう。

『貫之集』によって『古今集』が「承香殿の東なるところ」で撰集されたことは周知の事であるが、その詞書によって『大鏡』はこれを「御

書所」とし、『袋草紙』は「内御書所」と判断した。「承香殿の東の片庇」に内御書所が在ったからである（西宮記・拾芥抄）。貫之がその当時「御書所預」であったことも、『袋草紙』等の記事を信ずる一因となつたのである。しかし、貫之が預を勤めた「御書所」は式乾門の東腋に在って、「内御書所」とは全く別のものである。内御書所は確かに承香殿の東片庇に存したが、実は延喜五年当時には未だ内御書所は設置されていなかつたと思われる。内御書所の名が記録に現れるのは管見によれば、延喜十五年（北山抄所引御記）が初めてである。その後は平安末まで頻繁に見える。内御書所の仕事は漢籍の書写編修であり、必ず文章道出身の優秀な漢学者が任せられた。和歌とは全く関係のない所である。『古今集』撰集当時、内御書所という「所」は存在せず、「承香殿の東なる所」は文字通りの場所で、定まつた役所の無かつた場所を仮に撰集所としたのである。⁽¹²⁾ その後、延喜十何年かに新に「内御書所」が設置されたのである。『古今集』の撰集場所は考えられているほど権威ある場所では必ずしもなかつたことになる。

またそもそも承香殿 자체が後宮の一部である。『後撰集』の村上天皇の頃には微子女王が「承香殿の女御」と称されているが、『古今集』の醍醐天皇の時代には源和子が「承香殿の女御」と称された（一代要記）。源和子は延喜六年に常明親王を、七年に式明親王を生んでいるので、延喜五年当時はまさに承香殿にいたのであり、その東の方で『古今集』は撰集作業が進められたのである。

『後撰集』が後宮殿舎である梨壺で撰集されたということは、熊谷氏が「『古今集』の伝統を受けて後宮の梨壺に開設されたものと思われる」と言わるとおりである。撰和歌所の場所によって、『古今集』＝公的、『後撰集』＝私的女性的とする図式には根拠がない。

第二点の後宮殿舎の性格について。後宮が女性的であるというのは一般論としてはそうであろうが、後宮の殿舎は公的行事の場としても用いられた。最も公的な儀式である天皇即位の儀式において、後宮の殿舎は新旧両帝の御座所となつた。その例は宇多天皇退位の時に始まる。その後は代々、弘徽殿、麗景殿、宣耀殿、承香殿、襲芳舎、凝花舎などが適宜使用されている（践祚部類抄）。また延長九年三月二十二日に除目の議が梅壺において行われてもいる（西宮記卷二除目）。同じ延長年中、醍醐天皇は母后胤子の為に法華經を手づから書写し弘徽殿に於て法華八講を催した（本朝文集卷三六）。これは母后的為だから女性的要素はあるが、天皇の主催であるからは半ば以上公的といえるし殿上人も多く参集したことであろう。

右のような使用例もさることながら、そもそも『古今集』の時に、貫之躬恒たちは雷鳴壺（襲芳舎）に召されて酒宴を賜わっている（古今集一九〇・三九七）。承香殿の東なる所において撰集作業が行われたことと共に、梨壺において『後撰集』が撰せられる道は『古今集』の時に既に開かれていたといつてもよい。

当時の人々にとって、後宮の殿舎は即ち女性的・私的という観念はなかつたであろう。むしろ現代の方が先入観を持っているのではなかろうかと思う。また、内侍所を中心とする官僚組織（律令的官制）としての後宮、后妃及びそれをとりまく女房集団としての後宮、それらと殿舎としての後宮とは必ずしも同一に取り扱えない、ということにも留意すべきであろう。「後宮」という多義的な言葉を無限定に用いて図式を描いたところに無理があつたのである。平安時代における「公」「私」という概念もまた一筋縄ではゆかないことである。

また、後宮の影響として梨壺女御安子の役割を大きく考える見方が一

般であるが、そのことは、右の考察で根拠の大半が失われたと思われるが、安子個人を過大視できないことを別の面から補足する。

『後撰集』に採歌された后妃でそれと名を明示しているのは九名である。(1)嵯峨后(橘嘉智子、一〇八一・一一五七)(2)七条后(宇多天皇、藤原温子、延喜七年歿、一〇九八・一一一八)(3)小八条御息所(宇多天皇、源昇女貞子、六八三)(4)京極御息所(宇多法皇、時平女褒子、一四〇五)(5)近江更衣(醍醐天皇、源唱女周子、承平六年歿、二七七)(6)中将更衣(醍醐天皇、藤原伊衡女、六四一)(7)三条右大臣の女の女御(醍醐天皇、定方女能子、康保元年歿、一一一〇)(8)大将御息所⁽¹³⁾(未詳。朱雀天皇女御、実頼女慶子か、天暦五年歿、六一)(9)衛門御息所(未詳。勘物ハ(8)ト同一人物トスルモ根拠不知、六八)がそれである。

右のうち、衛門御息所は誰のことか全く不明であるが、他はみな朱雀天皇以前の后妃であり、しかも大部分は既に歿しており、後宮女性として現役はない。

ところが、天暦五年までの村上天皇の後宮には判明するだけでも七名がいたのだが、それと明示しては一首も採られていない。その七名は、

安子 師輔女、伊尹妹。東宮時代に参る。一時梨壺に、後に弘徽殿に

住す。天暦二、六、七年に御子誕生。

述子 実頼女。東宮時代に参る。天暦元年歿。弘徽殿女御、四条御息

所と称す。村上御集に歌あり。

徽子女王 重明親王女。天暦元年入内。承香殿女御、斎宮女御と称せらる。斎宮女御集あり。

莊子女王 代明親王女。天暦四年女御。麗景殿に住す。

計子 源庶明女。天暦一、五年に御子生る。広幡御息所。

正妃 藤原在衡女。天暦三、五年に御子生る。按察御息所。

祐姫 藤原元方女。天暦四年御子生る。

などの女性がいた。徽子女王は名の知られた歌人であるし、広幡御息所は「あはせたきものすこし」の沓冠歌のエピソードで有名である。天暦五年当時において、徽子女王はもとより他の女御たちにも和歌が存在しなかつたとは考えられない。にもかかわらず一首も採られていない。おそらくは、撰者があえて採らなかつたと考えるべきであろう。当代の女御更衣の歌は採用しないという方針であったのであろう。なぜそうしたかは考えねばならぬ大きな問題だが、現象的には後宮女房の主人たる安子たちの歌は一首もない。梨壺に撰和歌所が置かれたことは、それ故に、後宮女性たちの直接的影響を招來した、或は直接的影響故に梨壺に設置されたということの論拠とはなしえないのである。

恋歌が多いとか、物語的であるとかの特徴は事実であるが、そのことを「梨壺」「安子」と直接に結び付けて考えるのは無理があるというべく、もっと広く時代思潮として考えねばならないであろう。換言すれば、時代思潮(時代の好み)を絞り込む時に「梨壺—後宮—安子」という方向に限定する充分な根拠はないということになる。

四 撰者をめぐる問題

1 問題の所在

『後撰集』の撰者(寄人・召人)が梨壺の五人であることは現在定説となつてゐるが、なお疑問が持たれていないではない。整理すれば次の四点となろう。(1)撰者は「梨壺の五人」ではない。(2)別当伊尹と「梨壺の五人」の役割。(3)後撰集撰集と万葉集訓読において五人の間に役割分担があつた。(4)そもそも撰者(寄人)の人選が不適切である。問題は相互に関連しているし、特に(4)は疑問というよりは評価であるが、実はこ

これが(1)(2)(3)の発想の基礎となつてゐると思われる。そこで(1)(2)(3)の具体的な問題点を検討する前に、(4)の検討を行う。

2 梨壺の五人の人選基準

『後撰集』の撰者（寄人）として梨壺の五人が選らばれたことを不適切な人選とする見方は、古く『八雲御抄』に見え、以後現代まで共通の認識となつてゐる。確かに、歌人としての力量という点ではどの勅撰集の撰者と比べても見劣りのする顔ぶれを含む。順・元輔・能宜は一応の歌人であるが、紀時文と坂上望城の二人は私家集もなく勅撰入集歌も少なくて、「父が子といふばかりなり」という『八雲御抄』の批評はまさにそのとおりである。この二人が選ばれて寄人となつてゐることが、近年における前述の(1)(2)(3)の疑問へと発展してきたと言つてよいであろう。しかしながら、そのような時文・望城を撰者として選んだところに、当時の歌人観を見るべきであつて、後世の歌人観・評価から逆に人選を批判し、——批判するのはかまわないが——延いては「事実」をも疑問視することはおかしなことと言わねばならない。

人選の基準は既に見た「禁制文」の「况や昭陽を排きて修撰の処と為し、箕裘を尋ねて寓直の徒と為すにおいてをや」にある。「箕裘」は代々の家業を継ぐことで、この場合は和歌の家柄をいう。和歌の家柄の者を求めて、五人を撰和歌所の寓直の徒、即ち寄人（召人）としたのである。そこで、周知のことではあるが、五人の家系を確認する。

元輔の系図はかなり混乱していて、その父、祖父を確定できないが、『尊卑分脈』によれば深養父の子、『清原氏系図』の類従本によれば深養父の孫にして顯忠の子、統類従本によれば深養父の孫にして春光の子である。顯忠・春光はほとんど資料もなく和歌もない。深養父は『古今

集』に十七首（第十位、遍昭と同数）を採られた歌人である。
大中臣能宣の父は頼基。『頼基集』があり、勅撰集には『拾遺集』以下十首入集。宇多法皇に歌才を愛され、大井川御幸和歌を詠じた。詠歌の大部分が宇多法皇関係の屏風歌賀歌などの儀礼歌である。

紀時文は貫之の子。『尊卑分脈』には「能書、歌人、從五上、内蔵助」と注されている。勅撰集には『後拾遺集』以下五首。

坂上望城は是則の子。内蔵允、少外記、大外記、美濃介、石見守等を歴任。勅撰集には『拾遺集』以下三首。

以上の四名はそれぞれ有名歌人の子や孫であり、「箕裘」の者と言つてよい。残る源順は家としては嵯峨天皇の裔として漢詩の家とはいえるが、必ずしも和歌の家ではない。父の挙、祖父の至、曾祖父の定ともに和歌的事績は残っていない。ただし、源至は、『伊勢物語』三九段に「天の下の色好み源の至といふ人」として登場している。その段の後人の注とされる部分に「至は順が祖父なり」とあるので、順が「天の下の色好み」の孫であるとは意識されていたのであろう。「色好み」は常に和歌の上手でもあるはず——それで、「天の下の色好みの歌にてはなほぞありける」と評された——だから、順もまた色好みの即ち和歌の家の流れをくむ者と、言えはいえなくもない。順の一族である嵯峨源氏は源融をはじめとして風流人が多いことで知られてもいる。

「箕裘」ということを厳密に解するならば、源順は該当しないとすべきであろうが、右の家柄からして緩くとるならば「箕裘」といえないこともないであろう。五人をひとまとめにして表現する言葉としては「箕裘を尋ねて寓直の徒となす」は、選考事情を正しく反映したものと見てよいであろう。

選考基準に和歌の家柄という観点が大きく存在していたことが明らか

である以上、歌人として実力がないということは後代からの批判にすぎない。そもそも歌集の編集作業は必ずしも実作能力が優れていなくとも可能なことである。現在の文学賞において「小説家」としては一流とはいえないが「批評家」としては一流というような人々が選考委員となつていても別段不審とも思わないのと同じ事情であろう。

実作能力のさして無い紀時文や坂上望城を選んで怪しまなかつた時代背景をこの問題では考慮しなければならない。そこで、しばらく回り道をしてこの時代の家風の意識を見ておこう。

3 平安朝前期の家風の意識

平安後期になると和歌の家ということが重要な問題になることは周知のことであり、改めてここに述べる必要もない。前期においてこの「重代」の意識が顯著になつてくるのは『古今集』以前、いわゆる六歌仙の子孫たちにおいてである。

遍昭の子素性は実作においても秀でているが、宇多上皇から「和歌之名士」として重んじられている(扶桑略記、昌泰元年十月)。

同じく遍昭の子由性には実作が残っていない。しかし、延喜五年に宇多法皇が大覺寺に御幸した時、権律師であった由性は「風流艶藻」を献じた。即ち和歌である。この時、兵部尚書敦実親王は管絃を奏し、左尚書紀長谷雄は漢詩を奏上した。「是皆當時之最」と藤原菅根は詩序に記している(古今集目録)。遍昭の子ということで漢詩の長谷雄と同列に扱われたのであろう。

文屋有季は父祖不詳であるが、文屋氏であるから文屋康秀の一族であろう。『古今集』九九七によれば「貞觀御時、万葉集はいつばかり作れるぞ」と下問を受けて「ならのはの名におふ宮の古言ぞこれ」と答えて

いるが、清和天皇からそのような質問を受けたということは、文屋氏が和歌において何か顯著なものを備えていたのであろう。

在原業平の子滋春については周知の人物であるから、その「重代」ぶりは言うまでもないであろう。『大和物語』一四四段に「この在次の君、在中将の東にいきたりけるけにやあらん、この子どもも人の国がよひをなむ時々しける」とある一例で、滋春のイメージは明白である。

業平の子棟梁も『古今集』に四首採られ、棟梁の子元方は『古今集』卷頭歌の作者となつた。

またこの他にも、『古今集』の選者となつた紀友則の父有朋は歌をよくしたらしい、惟喬親王は有朋の詠草を友則に求めている(古今八五四)。友則が撰者に選ばれた理由の一つには、歌人有朋の子ということがあつたであろうし、業平たちとの近い関係も影響したであろう。

惟喬親王の子兼覽王は『古今集』撰進においてある役割を果していただと推測される。雷鳴壺に貫之躬恒等を召して酒宴を催している(古今集三九七)。あるいは事務を統括する役でもあつたかと推測するが、兼覽王が貫之たちとの接点となつたのは、惟喬親王の子であるということと無関係ではあるまい。つまり、『古今集』撰集において、業平・惟喬親王とその姻戚関係にある紀氏の子孫が活躍しているのである。撰者の選考に既に部分的ではあるが「重代」の意識がうかがえる。

『古今集』以降、和歌が社会的価値を増してくると「重代」の意識はますます明確になつてくる。『後撰集』時代に活躍した専門的歌人は多く重代である。中務は伊勢の、忠見は忠岑の、信明は公忠の子であり、元真は元輔の弟である。兼輔の子雅正・清正もまた歌人として活躍している。能宣はその家集に「それ三十一字の詠、わづかに家風をあふげといへども」とい、忠見は父忠岑の古歌を奉る時「君がよにさかゆくべ

しと思ひせば知らましものをただみねの道」と詠んで、強く家風を意識している。忠見と同様、親の歌を子が書き集めて家集を作ることはしばしば行なわれたので、子は親の子と世間からもみなされた。⁽¹⁴⁾

『古今集』以前から萌芽的に見られた重代の意識は、『古今集』以降急速に明確化されて『後撰集』撰集へ至つたのである。「家風」「重代」という意識は、和歌以外の分野において既に早くから成立している。むしろ、和歌はその成立が遅れたともいえよう。

漢学の分野では大学という教授機関が存したこともあるて、周知の如く家風意識は明確である。天暦時代には文章道の菅家・江家の家学は言うまでもない。大学寮の他の分野も家学化が早くから起つてすることは桃裕行氏の『上代学制の研究』につけば明らかである。

音楽も家学化は早い。例えば『秦箏相承血脉』の伝授の系譜を、親子姻戚の系図と重ね合せて見れば、その傾向は一目瞭然となる。秦箏は唐の孫賀から嵯峨一世源氏源信に伝えられたが、信は兄の仁明天皇と仁明の孫である清和天皇に伝えた。仁明天皇は息文徳天皇に、文徳天皇は息惟喬親王に、惟喬は在原行平に伝えた。行平は宇多天皇に、宇多天皇は時平に、時平は醍醐天皇に返し、醍醐天皇は子保明親王・重明親王他に伝えるという具合で、子に伝授するのを基本としている。『古今集』の頃では、藤原京家の貞敏—興嗣—忠房—千兼と続く家系も著名な管絃の家である。貞敏は唐でその師に答えて「是我累代の家風なり更に他の師なし」と述べているが（三代実録貞觀九、十、四）、その貞敏の伯父である浜成は音韻を論じた『歌經標式』を著している。これも家風のしからしめるところであろう。浜成の曾孫興風は『古今集』の歌人でもあるが、また「彈琴之師、能管絃之人」であった（古今集目録）。

武芸においても、坂上清野は、「田村麻呂の第四子也、少くして家風

に慣れ、武芸絶倫なり」（文徳実録）と卒伝に記されている。

官職において、内記外記あるいは法律関係その他既に大学寮において家学化している分野に関する官職が重代化するのは自然の勢いであるが、平安後期には「大外記、往年多以文章生任之、近代以明経譜代者任之」（官職秘抄）と慣例が文章化されている。このような例が多い。受領の場合でも、父祖の任じた国に子孫が再び任せられることがしばしばあることは『尊卑分脈』などを見ると判然とする。

嵯峨天皇の弘仁二年一月十四日の詔に、郡領の任命方法について述べているが、それによると、郡領は孝徳天皇（七世紀中頃）の時初めて置かれ、「有勞之人」を任じていたが、延暦年中（七八二—八〇五）に「偏へに才良を取りて永く譜第を廢」したところ、身分の低い者を門地の労ある者之上に置いたので、民情從わず訟の決断にも伏せず愁えが多くなった、それで「郡司の擬は先に譜第を尽し遂に其の人無くば後に芸業の譜者とは非譜代者、依才能任者也。傍親譜代者とは譜代郡司近親也」と注している。才能よりも譜代であることが重んじられたのである。

家の業ということが、姓と結びついて変化した例。暦道の賀茂氏から分れて慶滋氏を称し、文章道に進み文章生から大内記となつた保胤。文章博士となつたその弟保章。保章の子為政もまた文章博士となつた。かの中臣鎌足が藤原姓を賜わってその子孫が将相の家となつたのは慶滋氏の場合の先駆である。「撰閥家」という呼称も撰閥の家業化を表わすものに他ならない。

そのような政治体制の変化も、平安初期の官吏登用における能力主義がしだいに門地優先へと個定化してゆくのも、大学寮における道々の家学化も、文化状況として見るならば、和歌の家の形成と全く同じ意識の

後撰和歌集の撰集に関する諸問題

現われである。あらゆる分野において個人の能力よりも「家」「氏」を重んじたのである。社会的に価値を評価されるものほど家業化（専門化）は早く生ずる。漢詩や管絃が和歌に先んじて専門化したのはその故であり、勅撰集が撰せられて和歌も急速に同じ道をたどることとなつた。『古今集』の場合も、まだ「家」の意識は明確ではなかつたであろうが、それでも業平周辺にあつた紀氏が中心となつたのは、先の『西宮記』裏書の用語を借りて言えば「傍親の譜代の者」を選んだと言えるかもしない。

「家風」「重代」——家の業をめぐっては以上のような状況であった。このことは決して目新しい指摘ではなく、むしろ常識にすぎないことである。従つて記述もできるだけ簡略を心がけたが、これでも煩しいほどであつて、当時は「家」を個人の能力以上に重んじていた、だから時文や望城を第一に選任した、というだけでよいことなのであるが、後に述べるような事情があるので煩しさをあえて避けなかつた。

4 梨壺の五人は撰者でないという説は成立するか

梨壺五人を撰者でないとする説は『古来風体抄』に「撰者にはなほ小野宮のおとどなんうけたまはりけり」とあるのが古い。しかし、この説には格別の裏付も見出せない。おそらく誤りであろうと思うが、誤まれた理由を推測すると、別当伊尹は撰政となり、小野宮実頼も撰政となつたので、そこに混乱が生じたのではないか。また『采花物語』に小野宮の大臣は歌が多く採られたこと、実頼が当時左大臣であつたこと、などによつて訛伝が生じたのである。

最も徹底的な否定説は熊谷直春氏の撰者を伊尹・平兼盛・壬生忠貞の三人とする説である。熊谷氏の論文は前にも引用したごとく、有益な指

摘を多数含んでいるのだが、その最終的結論には従うことができない。

熊谷論文の要点とそれに対する疑問を以下に述る。

- (1) 梨壺の五人と『後撰集』が結びつくのは寛治七年（一〇九三）の『師通記』以降で、一四〇年も経過している。（『後拾遺集』の序では『後撰集』の文字は見えないが、この頃から誤解が始まつたとされる）

- (2) 「奉行文」「禁制文」「順集」「規子内親王家前裁歌合判詞」等の関係資料は、『万葉集』のことのみ触れて『後撰集』には一言も触れていない。

(3) 撰者の歌が一首も存在しないという例は他の勅撰集ではない。

右のうち検討を要するのは第(2)点である。(1)は見方を変えれば、わずか一四〇年でと考えうるし、一四〇年が長がすぎるのであれば、千年を経て初めて出現した兼盛・忠見説はあまりにも遅すぎはしないであろうか。一四〇年は長いとも短いともいえ、直接の理由にはならない。

(3) は、他の勅撰集といつても『後撰集』は二番目だから、特に定着した前例を破つたということではない。理由とするにはいかにも弱い。

- (2) は困難な問題を抱えているが、消極的に言えば、いずれの資料も『後撰集』を撰ばなかつたとは言つていないと見えるし、積極的に言えば、「禁制文」は『後撰集』のことを述べていると考へる。

「禁制文」の解釈のうち、「件所名は妖艶に涉れども」の「件所」が「昭陽」ではなく「撰和歌所」を指すとされたことは、第一行目が前述の通り主文であるから、熊谷氏の御指摘の通りである。それに続く「万葉の巻篇を振いて百代の遺美を知る」は『万葉集』訓読のことを述べていると通常解されており、熊谷氏もそう解されている。「巻篇」は古い

文章の意。必ずしもまとまつた「本」を意味しない。『文選』の陸機「文賦」に藻思がどんなに良いものでも、「曩篇」に合致すれば捨てよ、とある。「振」は塵を払うこと。『礼記』曲礼に「君前に書を振り書を端ふれば誅有り」とあって、「佩文韻府」引用の注には「振、拂去塵也」とある。「振万葉之曩篇」は古い歌反古の塵を払うの意で、撰集の作業をいうのであろう。「万葉」は「百代」と対句になるが、共に甚だ古くから遺篇をあらわす。「万葉」が直接に『万葉集』を指すと考えるのはいかがなものであろう。「万葉」が固有名詞だとすると、それと対をする「百代」が浮いてしまる。表現としては固有名詞とは考えにく⁽¹⁷⁾。ただ・『万葉集』の訓読が行われていたとすれば、意味を重ねたということはありえよう。だが、この禁制文の表現がひたすら『万葉集』について書かれているのだとは考えない方がよいということにはなる。「況んや昭陽を⁽¹⁸⁾排きて修撰の処と為し簞袋を尋ねて寓直の徒と為すにおいてをや」の下半分は前述した。「修撰」は從来『後撰集』撰集のことと解されたが、熊谷氏は、ある程度本の形になつている『万葉集』を削り整えて歌集の形に整理したのだと解されている。「撰修」の語は『続日本後記』『文徳実録』『三代実録』の序文にも用いられており、熊谷氏が言われるような特定の使い方ではなく、一般に国史を編纂する時には常に用いられる語である。唐の官制の史館に「修撰」があり、本朝では『令義解』図書寮の頭の項に、その職掌を「国史を修撰するを掌る」とある。「修撰」を一般的に解するなら、資料を集めて一書を撰述することであろうから、『万葉集』の訓読整理よりは、新しい勅撰集の方がふさわしいのではなかろうか。

「禁制文」の言つところは、明白に『後撰集』のこととは言いにくいが、『万葉集』のこととも言えない。『後撰集』という命名がなされてい

ない段階での撰集への言及としては十分成り立ちうる表現だと思う。撰和歌所の新設置という事態を考えると、そもそも『万葉集』の訓読整理のみにそのような機関を必要とするであろうか。貫之の「新撰和歌」も自邸で行われた。訓読も多人数だから渉るということもないであろう。藏人少将伊尹が別当に補せられ、撰和歌所が設けられたということは、新しい勅撰集の撰集以外には考えられないと思は思う。撰集についてに『万葉集』の訓読ということはあれども、その逆、訓読が本目的で撰集が兼務⁽¹⁹⁾ということは考えられない。「規子内親王家前裁合」判詞などで、順が訓読のことのみを書いているのは、推量すれば、訓読は順のみにあるいは順を主任として命ぜられたというような事情があつて、自分の功を揚言しているのではなかろうか。更に重要な点として、『後撰集』については、順たちは寄人（召人）にすぎないから、「撰者」として撰集の功績を表だつては広言しにくいという事情も考慮すべきであろう。順が『後撰集』に言及しないのは理由のあることなのである。兼盛・忠見を撰者とする根拠も、兼盛の歌が六首もよみ人しらずで採られているからというのでは弱すぎるし、忠見が躬恒の例で御厨子所に候したということも、「例」の内容を直ちに勅撰集に結びつけるのは他の裏付が無い状況ではなんとも言えない。⁽²⁰⁾

以上、熊谷氏の説にはなお旧説を覆すに足る論拠を見出しえない。旧來どおり、『後撰集』は梨壺の五人の撰になると考えてよいであろう。

5 役割分担について

撰者を梨壺の五人とは認めるが、中に役割の分担があつたのではないとする説がある。『万葉集』訓読との関係では、源順がその中心となつたであろうことは古来考えられてきたが、五人の役割をはっきりと区

後撰和歌集の撰集に関する諸問題

別して考えたのは村瀬敏夫氏⁽²²⁾である。氏は、源順を訓読、元輔と能宣を『後撰集』撰集、時文を資料提供係、望城を訓読・撰集の助手と推測した。この考えに基いて、芦田耕一氏⁽²³⁾は、望城を訓読係に加え、時文を資料提供及び清書係とした。芦田氏は、望城を外記歴任者であることを以て漢学の才を高く評価したのである。時文は、両氏とも貫之の子であるから、その伝来の資料を提供したのであろうと考えた。

右のような役割分担の考えが出てくる根源は、時文・望城が歌人として評価されていないということにあるように思われる。梨壺の五人、特に時文・望城に対する不審と不信は『八雲御抄』以来繰り返し表明されてきた。その評価の延長線上に先の非撰者説もこの分担説もある。村瀬氏は「梨壺の五人は、或は歌人として、或は学者として、或は資料の提供者としての多様な性格をもつのであるが、これは古今集の四撰者がすべて当時一流の歌人であったのと、選を異にしている」といわれ、芦田氏はも「と直接に「(望城は) どうも歌は苦手だつたらしく、だから、彼は撰集に従事することはなかつたであろう」「(時文は) 家集もなく勅撰入集歌も五首と少い。では彼の役割は何であらうか」という言い方をされている。この論法には、歌才がなければ歌集の編集はできないという前提がある。しかし、実作能力の有無と編集とは必ずしも直結しないのではなかろうか。歌才が無かつたから撰集(採択歌の決定等)に従事しない或はできないという推定は、一般的推論としても成立はむつかしいと思うが、両氏の分担説がその点を唯一の基礎としているので、発想自体に疑問を感じる。

前節に見たごとき重代の者を重んずる当時の風潮、能力観を考慮すれば、時文や望城は父の子として、貫之の子である故に、是則の子である故に撰ばれたのである。貫之の残した資料などは蔵人伊尹の命令一つで

解決することであろう。同様に望城の御書所預という立場もさして重要なではない。少くとも、御書所預ゆえに図書閲覧に便宜があるから撰者としたというようには考えるべきではない。彼等は「箕裘の者」として選ばれたのであるから、撰歌能力を十分に認められている。だから、時文が撰歌の中心となることさえも可能性としては想定しうる。

しかしながら、念のために言えば、そのことは五人の間に分担が無かつたということを直接に証明しているわけではない。私も無かつたと主張しているのではない。有つたかもしれない。但し、その場合も、歌才の有無とか能筆とか保有の資料とかの理由からは直接に分担の有無実態を窺知することはできない、ということは理解しておかねばなるまい。従つて、現在のところ、順の『万葉集』訓読は認めうるが、それ以外の人々については、分担の有無は不明であり、示唆する資料もない、というのが妥当な結論であろう。

○

『後撰集』の撰集作業に関する諸点について述べた。中には先学の論を否定するのみで積極的自説を持たない部分もあるが、代案がなくとも誤りと思われることはそのままにしておかない方がよいと考えたのである。撰集作業としては、完成時の問題が残されているが、それは稿を別にして検討したいと思う。なお、研究史の参考文献として田島毓堂『後撰和歌集研究史』(昭45) は常に参照した。直接には引用しなかったのでここに記す。

注

- 1 岸上慎二「後撰集から拾遺集へ」『講座日本文学中古I』昭43
- 2 「奉行文」という書式は古文書辞典の類に見当らない。宣言を奉つて事を

工 藤 重 矩

- 行う旨の文であるはずなのに、内容とそぐわない。おそらく「奉行文」という様式の文があるのでなく、「侍中・亞将が撰歌和所の別当」と為つて御筆の宣旨を奉行するのを叙した文の意であろう。
- 3 「古今集後撰集の諸問題」第一部第一章第一節（昭46 初出昭28）
- 4 注1に同じ
- 5 「後撰集の構造—その三、梨壺その女性的契機」『平安和歌史論』（昭41 初出昭34）
- 6 注3に同じ
- 7 山口博「王朝歌壇の研究 村上冷泉円融朝篇」第一章「後撰和歌集の成立」（昭42）
- 8 注5に同じ
- 9 注7に同じ
- 10 「続・梨壺における事業の再検討」国文学研究71集 昭55
- 11 拙稿「内御書所の文人」（中古文学26号昭55）、熊谷直春「秘閣における源順」（和歌文学研究28号昭47）を参照のこと。
- 12 山口博「古今集の成立と藤原時平」（中古文学8号昭46）に同様の指摘があるが、御書所の出張所が置かれそれが内御書所となつたとの説は不審。
- 13 拙稿「後撰和歌集注釈（三）」福岡教育大学紀要文科篇34号 昭60
- 14 「伊勢集」（拾遺一四一）「輔親集」（後拾一〇八八）「伊勢大輔集」（後拾一〇八九）など。
- 15 『宇津保物語』の琴の伝授、『源氏物語』にしばしば語られる家々の特有の楽のことなども周知のことである。
- 16 「梨壺における事業の再検討」国文学研究70集 昭55 及び注10論文
- 17 村瀬敏夫「後撰集撰述考」（文学語学2号 昭31）にもこの指摘がある。
- 18 『袋草紙』故撰集子細後撰集に源流をもつ説。最近では注19論文。
- 19 杉谷寿郎「後撰集」国文学解釈と鑑賞 昭60年1月号
- 20 梨壺五人は「撰者」と通常は呼ばれるが、厳密に言えば、寄人・召人と称される立場で、いわば編纂室員、編纂実作業担当者、補助者の立場である。「撰者」は宣旨を賜わった伊尹一人であり、「序文」が書かれていたならば、伊尹のみの名で書かれたはずである。国史の例など参照。
- 21 熊谷論文が出るより早く、阿部俊子「後撰集の撰集に関する試論」（山岸徳平先生頌寿中古文学論考 昭47 有精堂）は兼盛忠見撰者説を批判してい
- 22 「村上天皇と梨壺の五人」和歌文学研究7号 昭34 「紀時文考」湘南文
学5・6号 昭47
- 23 「坂上望城考」国文学研究ノート8号 昭52

る。